

（警音器）

第四十三条 自動車（被牽引自動車を除く。）には、警音器を備えなければならない。

- 2 警音器の警報音発生装置は、次項に定める警音器の性能を確保できるものとして、音色、音量等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 自動車の警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして、音色、音量等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 4 自動車（緊急自動車を除く。）には、車外に音を発する装置であつて警音器と紛らわしいものを備えてはならない。ただし、歩行者の通行その他の交通の危険を防止するため自動車が右左折、進路の変更若しくは後退するときその旨を歩行者等に警報するブザその他の装置又は盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生した旨を通報するブザその他の装置については、この限りでない。

（警音器）

第63条 警報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第43条第2項の告示で定める基準は、別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」に定める基準とする。

2 警音器の音色、音量等に関し、保安基準第43条第3項の告示で定める基準は、別添75「警音器の技術基準」に定める基準とする。

（警音器）

第 141 条 警音器の警報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第 43 条第 2 項の告示で定める基準は、警音器の警報音発生装置の音が、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものであることとする。この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。

- 一 音が自動的に断続するもの
 - 二 音の大きさ又は音色が自動的に変化するもの
 - 三 運転者が運転者席において、音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるもの
- 2 警音器の音色、音量等に関し、保安基準第 43 条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 警音器の音の大きさ（2 以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方 7 m の位置において 112dB 以下 93dB 以上（動力が 7 kW 以下の二輪自動車に備える警音器にあっては、112dB 以下 83dB 以上）であること。
 - 二 警音器は、サイレン又は鐘でないこと。
- 3 音の大きさが前項第 1 号に規定する範囲内でないおそれがあるときは、音量計を用いて次の各号により計測するものとする。
- 一 音量計は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に較正を行う。
 - 二 マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 7 m の位置の地上 0.5m から 1.5m の高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
 - 三 聴感補正回路は A 特性とする。
 - 四 原動機は、停止した状態とする。
 - 五 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
 - 六 計測値の取扱いは、次のとおりとする。
 - イ 計測は 2 回行い、1 dB 未満は切り捨てるものとする。
 - ロ 2 回の計測値の差が 2 dB を超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も前項第 1 号に規定する範囲内でない場合には有効とする。
 - ハ 2 回の計測値（二により補正した場合には、補正後の値）の平均を音の大きさとする。
 - ニ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が 3 dB 以上 10dB 未満の場合には、計測値から次表の補正値を控除するものとし、3 dB 未満の場合には計測値を無効とする。

（単位：dB）

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2	1				

- 4 前項の規定にかかわらず、平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車にあっては、次により計測できるものとする。
- 一 音量計は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に較正を行う。
 - 二 マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 2 m の位置の地上 1 m の高さ

において車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。

- 三 聴感補正回路は C 特性とする。
- 四 原動機は、停止した状態とする。
- 五 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
- 六 計測値の取扱いは、前項第 6 号の規定を準用する。

（警音器）

第 219 条 警音器の警報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第 43 条第 2 項の告示で定める基準は、警音器の警報音発生装置の音が、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものであることとする。この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。

- 一 音が自動的に断続するもの
 - 二 音の大きさ又は音色が自動的に変化するもの
 - 三 運転者が運転者席において、音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるもの
- 2 警音器の音色、音量等に関し、保安基準第 43 条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 警音器の音の大きさ（2 以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方 7 m の位置において 112dB 以下 93dB 以上（動力が 7 kW 以下の二輪自動車に備える警音器にあつては、112dB 以下 83dB 以上）であること。
 - 二 警音器は、サイレン又は鐘でないこと。
- 3 音の大きさが前項第 1 号に規定する範囲内におそれがあるときは、音量計を用いて次の各号により計測するものとする。
- 一 音量計は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に較正を行う。
 - 二 マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 7 m の位置の地上 0.5m から 1.5m の高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
 - 三 聴感補正回路は A 特性とする。
 - 四 原動機は、停止した状態とする。
 - 五 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
 - 六 計測値の取扱いは、次のとおりとする。
 - イ 計測は 2 回行い、1 dB 未満は切り捨てるものとする。
 - ロ 2 回の計測値の差が 2 dB を超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も前項第 1 号に規定する範囲内には有効とする。
 - ハ 2 回の計測値（二により補正した場合には、補正後の値）の平均を音の大きさとする。
 - ニ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が 3 dB 以上 10dB 未満の場合には、計測値から次表の補正値を控除するものとし、3 dB 未満の場合には計測値を無効とする。

（単位：dB）

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2				1	

- 4 前項の規定にかかわらず、平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車にあつては、次により計測できるものとする。
- 一 音量計は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に較正を行う。

- 二 マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 2 m の位置の地上 1 m の高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
- 三 聴感補正回路は C 特性とする。
- 四 原動機は、停止した状態とする。
- 五 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
- 六 計測値の取扱いは、前項第 6 号の規定を準用する。